

標準処理期間の設定について

明石市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付締め切りから許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項	申請書受理から21日間 (申請書受付締め切り後 16日)